

平成25年(ワ)第515号, 同第1476号, 同第1477号

直送済

損害賠償請求事件(国賠)

原告 遠藤行雄 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面(18)

(原告らの求釈明に対する回答)

平成28年12月27日

千葉地方裁判所 民事第3部合議4係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁護士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 奥 原 靖 裕



第1 原告らの平成28年11月15日付け求釈明の趣旨

被告東京電力は、2002年2月の土木学会津波評価技術(丙ロ7)公表後、かかる津波評価技術に基づいて同年3月に実施した津波想定(丙ロ8「東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所 津波の検討—土木学会『原子力発電所の津波評価技術』に関わる検討—(平成14年3月)」)に対応して講じた津波防護措置の詳細を示す文書、及び、これ

を当時、被告国（原子力安全・保安院）に報告し、確認を受けたことを示す文書を証拠として提出されたい。

第2 求釈明に対する回答

1 求釈明の前提となる原告らの主張が誤導であること

原告らは、被告東電が共通準備書面（16）で「敷地への浸水を想定すべきときは、防潮堤の設置等によってそのような敷地への浸水自体を防ぐという発想に繋がるのであって、それとは別に、敷地に浸水した状態を前提に対策を講ずるという発想自体が存しなかった」と主張したのに対し、被告東電が2002年（平成14年）に公表された津波評価技術に基づく津波評価を踏まえ、「敷地」内にあるO. P. +4m盤に位置するポンプ用モータの嵩上げや建屋貫通部の浸水防止対策を講じており、上記主張と矛盾すると主張する。

しかしながら、被告東電が共通準備書面（16）で主張した「敷地への浸水」とは、原告らが本件訴訟において予見可能性の対象としてはO. P. +10mを超えるような津波である旨主張していることを踏まえて、従前の訴訟経過や前後の文脈からも明らかなどおり、原子炉建屋やタービン建屋等の主要建屋が存する「O. P. +10～12m盤の浸水」を意味し、被告東電がその安全性を絶対的に確保すべきと主張したのも、あくまで「O. P. +10～12m盤への浸水を絶対的に防ぐ」という趣旨である。

確かに、海水系ポンプの位置するO. P. +4m盤も、いわゆる字句的意味でいえば本件原発の「敷地」内に所在する。しかし、仮にかかるO. P. +4m盤に位置する海水系ポンプが被水して機能喪失したとしても、直ちに本件原発の冷却機能が失われたり、安全確保が不可能になるわけではなく、

またこれによって本件事故が招来されるものではない(そうであるからこそ、原告らは、予見可能性の対象としてO. P. +10メートルを超えるような津波を主張しているものと解される。)。すなわち、O. P. +4m盤に位置する海水系ポンプには、原子炉停止時等において冷却に用いる海水ポンプと、非常用ディーゼル発電機(水冷式)の稼働に必要な非常用ディーゼル発電設備冷却系海水ポンプ¹があるが、このうち前者が被水して機能喪失したとしても、本件原発には、そのような場合に備えて非常用復水器(IC)、原子炉隔離時冷却系(RCIC)、高圧注水系(HPCI)、低圧注水系(LPIC)、消火系(FP)といった崩壊熱の除去や原子炉への注水のための各種設備が複合的に備えられており、直ちに冷却機能を喪失するわけではない。また、同じく後者の非常用ディーゼル発電設備冷却系海水ポンプが被水して機能喪失したとしても、本件原発の2号機、4号機及び6号機の各建屋には、かかる海水ポンプの不要な空冷式の非常用ディーゼル発電機が設置されており、かつ、本件原発には隣接号機間で電源融通を可能にするタイラインが敷設されているため、これら海水系ポンプが被水してもこれによって直ちに全交流電源が喪失するものではない。

また、海水系ポンプの位置するO. P. +4m盤と主要建屋の存するO. P. +10～12m盤とでは、そもそもその立地条件や環境を全く異にし、前者については防潮堤のような大規模工事を行うこと自体が困難である。

したがって、海水系ポンプの位置するO. P. +4m盤と主要建屋の存するO. P. +10～12m盤とでは、その津波防護の基本思想自体を全く異

¹ 非常用ディーゼル発電機の方式には、大別して水冷式と空冷式の2つの方式がある。両者間でディーゼル発電機の基本構造に違いはないが、発電機の付帯設備であるディーゼル機関について、ポンプで吸い上げた海水を循環させて除熱する方式が水冷式であり、空気式クーラー(通常エアフィンクーラーと呼んでいる。)で除熱する方式が空冷式である。1、3及び5号機は2台設置されている非常用ディーゼル発電機のいずれも水冷式であるが、2、4及び6号機は2台のうち1台が空冷式である。

にするのであり、実際、2006年（平成18年）5月に開催された溢水勉強会においても、発生を想定する津波としては、海水系ポンプの位置するO. P. +4m盤ではなく、本件原発5号機の主要建屋の位置するO. P. +12mに1mを足した13mとしている（丙口17の2・2頁）。

もとより、本訴訟において「敷地高への遡上」と言った場合、海水系ポンプの位置するO. P. +4m盤への遡上ではなく主要建屋の存するO. P. +10～12m盤への遡上を意味することは、従前の審理経緯からも明らかであり、この点については原告らもそのような前提でこれまで主張を構成してきたところである（原告ら第36準備書面14頁「原子炉施設が設置された敷地高を超える高さの津波が襲来した場合には、津波の遡上態様の不確定性からして、建屋への浸水、さらには1階及び地下1階に設置されている非常用電源設備等などの重要機器が機能喪失に至る現実的な危険性がある」、同17頁「建屋等重要施設のある敷地高を超える津波が到来すれば、全交流電源喪失に至る現実的な危険性がある」、原告ら第14準備書面7頁「具体的な予見可能性の対象としては、敷地高さO. P. +10mを超える津波が発生し得ることと解すべき」、同第25準備書面5頁「福島第一原子力発電所の電源装置の設置された建屋の敷地高さであるO. P. +10メートルを超えて建屋内に浸水が及ぶ程度の津波によって全交流電源喪失から炉心損傷等に至る現実的な危険性がある」。

したがって、原告らがこの期に及んであえてO. P. +4m盤も「敷地」に含めて構成し、被告東電が敷地高を超える津波防護策として防潮堤によらずに機器嵩上げや水密化を行っているなどと主張しているのは、明らかに原告らの従前の主張と矛盾し、意図的に自ら設定した争点を混乱させるものというほかない。

以上を前提に、以下、原告らの求釈明に回答する。

2 求釈明に対する回答

(1) 被告東電は、2002年(平成14年)2月に公表された津波評価技術に基づき、塩屋崎沖地震の波源モデルを用いて本件原発地点における設計想定津波の評価を行い、設計想定津波として、1及び2号機でO. P. + 5. 4 m, 3及び4号機でO. P. + 5. 5 m, 5号機でO. P. + 5. 6 m, 6号機でO. P. + 5. 7 mとの評価結果を得た(丙ロ8)。

(2) かかる試算結果は、想定津波の高さは本件原発6号機の海水系ポンプ(屋外設置)の電動機据付レベル(O. P. 約+5. 6 m)を上回るものであったが、万一同海水系ポンプが被水して機能喪失しても、上記1で述べた理由により安全確保は可能であった。

もっとも、被告東電は、かかる本件原発6号機の非常用ディーゼル発電機冷却系海水ポンプについて、より一層の安全性向上及び信頼性確保の観点から、ポンプ用モータを長尺形(下部軸受けレベルを高上げたタイプ)に取り替える工事を実施した。当該工事については、実際の施工内容の詳細が記載された工事施工報告書が見つかったので、これを提出する(乙ロ10)。

(3) 一方、被告東電において、上記津波想定を踏まえて念のため浸水ルートを検証したところ、海水系ポンプの送電線や送水用配管が建屋の地下階(海水系ポンプの据付レベルと同じO. P. + 4 m)と接続されている箇所については、津波が海水系ポンプの据付レベルまで遡上すると、地下に埋設されているケーブルトレンチや配管トレンチを通じて微量の海水が建屋地下階に浸水する可能性を否定できなかった。そこで、より一層の安全性向上及び信頼性確保の観点から、当該貫通部等について浸水防止のための工事も行っている。

かかる工事については、実際の施工内容の詳細を示す文書は現時点で見

つかっておらず、かつ、現状では現地を確認することも出来ないため、具体的な工事内容や本件事故時の状況等は確認ができていない。しかし、いずれにせよ、かかる浸水防止のための工事についても、敷地高O. P. + 10～12m盤への津波遡上を前提にするものではない。

- (4) そして、被告東電は、2002年(平成14年)に行った津波評価技術に基づく前掲津波想定(O. P. + 5.4～5.7m)の評価結果については、被告国(原子力安全・保安院)に対する報告を行っているが(丙ロ8, 福島原子力事故調査報告書(乙イ2の1)の17～18頁)、かかる津波想定に基づき実施した上記(2)及び(3)の工事の内容については、被告国に報告し確認を受けたことを示す文書は現時点で確認できていない。

以上